

災害防止規定

(自転車配達員)

ドライバー労災保険組合

自転車を使用して行う運送事業者における災害防止を目的として、次の通り規定を定める。自転車配達員はこの規則を遵守して、労働災害を防止し、安全確保に努めるものとする。

第一章 定義

(定義)

第1条

- 1 この規定において、自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号イに規定する自転車をいう。
- 2 この規定において、自転車を使用して行う貨物運送事業とは、自転車を使用して他人の需要に応じて、有償で、貨物を運送する事業を行うことをいう。
- 3 この規定において、自転車配達員とは、前項の自転車を使用して行う貨物運送事業を、労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者に従事する労働者以外の者をいう。

第二章 安全管理

(安全管理)

第2条

- 1 自転車配達員は、行政庁等が行う自転車を使用して行う貨物運送事業の安全確保に関する指導を受けるものとする。
- 2 組合は、自転車配達員が、積極的に行政庁等が行う自転車を使用して行う貨物運送事業の安全確保に関する指導を受ける機会に関する情報を提供するとともに、組合も安全確保に関する取り組みを行うものとする。

第三章 事故防止

(業務時の服装)

第3条

自転車配達員は、自転車に頭髪又は被服が巻き込まれることのないよう適した服装と併せ、災害防止に必要な保護具を着用するものとする。

(道路交通法の遵守)

第4条

- 1 自転車配達員は、その使用する自転車が道路交通法に定める道路上を運行する場合には、同法を遵守して道路における危険を防止し、交通安全に努めるものとする。
- 2 自転車配達員は、その使用する自転車が道路交通法第63条の9の規定による制動装置を備えていなければならない、車両の登録整備等について適切に対応するものとする。

(転倒、スリップ等の防止)

第5条

自転車配達員は、自転車の点検整備又は車輪の交換を行う場合は、地面の傾斜に注意し、これらの作業中に自転車の転倒による危険を防止するものとする。

(貨物の運送、積卸し)

第6条

- 1 自転車配達員は、自転車で貨物を運送する場合に、過剰な重量での積載又は積荷を片側に偏重させての積載はしないものとする。
- 2 自転車配達員は、貨物の積卸しを行う場合には、路面の傾斜、積荷の状態等に注意して、自転車の転倒又は貨物の転落による危険を防止するものとする。

(点検整備)

第7条

自転車配達員は、自転車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 自転車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他自転車使用上の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。
- (2) 前号の点検及び整備をしたときは、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること

(自転車を使用して行う貨物運送事業が行えない場合)

第8条

自転車配達員は、体調不良により、走行の安全性を守り得ない場合には、自転車を使用して行う貨物運送事業を行えないものとする。

第四章 安全心得

(安全心得)

第9条

自転車配達員は、運送の安全確保が最も重要であることを自覚し、絶えず運送の安全性の向上に努めるものとする。

(過労運転の防止)

第10条

- 1 自転車配達員は、適切な休憩時間又は睡眠時間を確保し、過労運転の防止に努めること。
- 2 自転車配達員は、酒気を帯びた状態で自転車に乗務してはならない。

第五章 衛生措置

(衛生措置)

第11条

- 1 自転車配達員は、1年以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を自ら受けるものとする。
- 2 自転車配達員は、自身の健康につき自己管理を徹底すること。

第六章 乗務等の記録

(乗務等の記録)

第12条

自転車配達員は、自転車の乗務について、次に掲げる事項を記録し、かつその記録を1年間保存するものとする。

- (1) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- (2) 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- (3) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（第13条において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

第七章 事故の処置

(事故の処置)

第13条

自転車配達員は、自転車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を3年間保存するものとする。

- (1) 事故の発生日時
- (2) 事故の発生場所
- (3) 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名
- (4) 事故の概要（損害の程度を含む。）
- (5) 事故の原因
- (6) 再発防止対策

第八章 その他

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第14条

自転車配達員は、仲介事業者に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。また、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

付 則

- 1 総会時に安全教育を実施する。
- 2 この規則は、令和4年7月1日より実施する。